（様式４）

**暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書**

　私は、自己又は自社の役員等が、能登町暴力団排除条例に基づく能登町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱第２条第５号「排除措置対象者」のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

　また、下記役員等名簿に記載した者が、能登町暴力団排除条例に基づく能登町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱第２条第５号「排除措置対象者」のいずれにも該当する者でないことを、石川県警珠洲警察署に照会することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

能登町長　　　　　　　様

所在地：

商号又は団体：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　印（実印）

記

役員等名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | フリガナ | 生年月日 | 性別 | 備　考 |
| 氏　名 |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
| 役　職 | フリガナ | 生年月日 | 性別 | 備　考 |
| 氏　名 |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ  　　年　　月　　日 |  |  |
|  |

【補足説明】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、能登町個人情報保護法施行条例の規定に基づき取り扱うものとし、能登町暴力団排除条例に基づき実施する暴力団の排除以外の目的には使用しません。また、能登町がこれらの情報をもとに石川県警珠洲警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

１　この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な字体（旧字等）で記載してください。

　（１）株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）

　（２）合名会社又は合同会社については、社員

　（３）合資会社については、無限責任社員

　（４）社団法人又は財団法人については、理事

　（５）法人については、（１）から（４）までに掲げる者のほか、経営若しくは運営に実質的に関与している者

　（６）法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に関与することとされる者

　（７）個人については、その者

　（８）支配人を置く場合は、支配人

２　新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

|  |
| --- |
| ○能登町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱【抜粋】  　第１条　この要綱は、[能登町暴力団排除条例（平成24年能登町条例第２号）](javascript:void(0);)に基づき、町の事務事業等からの暴力団の排除を徹底し、公平かつ公正な町政運営に資するために必要な事項を定めるものとする。  　第２条第５号　排除措置対象者　次に掲げるものをいう。  　　ア　暴力団及び暴力団員  イ　役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等  ウ　役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用している法人等  エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等  オ　アからエまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等 |